

東海市 生垣等緑化補助制度

1 補助を受けることができるかた

市内で住宅地等（住宅、店舗、工場、事務所、倉庫等）又は広場等（広場、墓地、駐車場、展示場、資材置場等）の用に供している土地について、所有権又は借地権を有する者（借地権を有する者にあつては、市内在住者に限る。）。

ただし、市税を完納していない者、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

2 補助の対象となる工事

- (1) 住宅地等又は広場等に新たに生垣等を設置するもの（既存のブロック塀等に沿って設置するものを除く。）
- (2) 住宅地等又は広場等の既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に生垣等を設置するもの

3 補助対象生垣等の主な要件

- (1) 道路又は公共施設の敷地から見通しががでること。ただし、集合住宅用の住宅地等に設置する場合は、この限りでない。
- (2) 道路の中心線から2メートル以上離れた境界内に設置するものであること。
- (3) 生垣等の延長が2メートル以上であること。この場合において、樹木の延長は、次に掲げる樹木の区分に応じ、それぞれ次に定める長さを樹木1本当たりの延長として算定する（重複部は除きます）。

ア 高さ2.5メートル以上の樹木 6.4メートル

イ 高さ1メートル以上2.5メートル未満の樹木 2.2メートル

ウ 高さ0.3メートル以上1.0メートル未満の樹木 0.5メートル

- (4) 生垣等の高さが地盤面から30センチメートル以上であること。
- (5) 生垣にあつては、その植栽間隔が生垣の延長1メートルにつき2本以上であること。
- (6) 樹木にあつては、4本以上であり、その植栽に連続性があること。
- (7) 生垣等の種類が漆、ビャクシン類及びとげ類以外のものであること。
- (8) ブロック、コンクリート、石又はれんがにより生垣等の盛土を囲む場合は、当該盛土の高さが建築物の敷地地盤面から50センチメートル以下であること。

4 生垣等緑化補助概要

区 分		補 助 金 の 額	補助金の 限度額
1	新たに補助対象生垣等を設置する場合（3の項及び4の項に該当する場合を除く。）	次に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額が補助対象生垣等の延長1メートル（1メートル未満の端数は切り捨てる。次項から4の項までにおいて同じ。）につき3,000円として算定する額を超えるときは、当該額） (1) 樹木、植栽土、肥料及び垣根用資材の購入に要する費用 (2) 植栽及び垣根の設置に要する手間賃	6万円
2	既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に補助対象生垣等を設置する場合（次項及び4の項に該当する場合を除く。）	(1) 既存のブロック塀等が重点対策区域ブロック塀等である場合 次に掲げる費用の合計額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき1万4,000円として算定する額を超えるときは、当該額） ア 前項の補助金の額の欄(1)及び(2)に掲げる費用 イ 補助対象生垣等を設置する部分の既存のブロック塀等の取壊し、運搬及び廃棄に要する費用に3分の2を乗じて得た額（その額が当該ブロック塀等の延長1メートルにつき1万円として算定する額を超えるときは、当該額）。ただし、その限度額は、20万円とする。	28万円
	(2) 既存のブロック塀等が一般区域ブロック塀等である場合	次に掲げる費用の合計額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき7,000円として算定する額を超えるときは、当該額） ア 前項の補助金の額の欄(1)及び(2)に掲げる費用 イ 補助対象生垣等を設置する部分の既存のブロック塀等の取壊し、運搬及び廃棄に要する費用	14万円
	(3) その他の場合	(2)の補助金の額の欄ア及びイに掲げる費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき5,000円として算定する額を超えるときは、当該額）	10万円

5 申請時の提出書類及び申請先

- (1) 生垣等緑化補助金交付申請書
- (2) 配置図
- (3) 事業計画書
- (4) 見積書の写し（他の工事と併用して行う場合は、補助金対象工事の金額及び数量がわかるようにしてください。）
- (5) 市税完納証明書（市役所の収納課で証明します。）
- (6) 借地の場合は、賃貸借契約書の写し及び賃主の同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類
- (8) 申請先 東海市 中央町 一丁目 1 番地
 市役所 花と緑の推進課（4階）
 電話 052-603-2211
 0562-33-1111

申請は、必ず生垣等設置前にしてください。

【お願い】

道路等に樹木が出ると大変危険です。剪定していただくなど樹木の維持管理に努めていただくようお願いします。

東海市生垣等緑化補助金交付申請の流れ

- 1 生垣等設置の計画
↓
- 2 補助金交付申請 ← 必ず工事着手前に申請してください
※見積書は補助対象工事の金額及び数量がわかるようにしてください
※分譲住宅などで件数の多い場合は写真を添付してください
↓
- 3 書類審査及び現地調査を行います
↓
- 4 内定書を通知します
※書類等に不備がなければ、申請後概ね10日以内に通知します
↓
- 5 工事着手 ← 工事の着手は内定書を受理してから行ってください
※申請後に生垣の計画を変更する場合は、変更申請が必要です。
↓
- 6 工事完了及び工事費の支払い
↓
- 7 工事完了届提出 (工事費を支払いした領収書を添付してください)
※他の工事費と合算して支払いをした場合は、補助対象工事の金額及び数量がわかるよう、内訳書を作成してください
※分譲住宅などで件数の多い場合は写真を添付してください
↓
- 8 完了検査を行います（現地確認を行います）
↓
- 9 確定書を通知します
↓
- 10 補助金支払い請求書の提出
↓
- 11 口座へ振込みます（補助金手続き完了）

<注意事項>

- ・現地調査及び完了検査時には、職員が宅地内に入ります。
※立ち会う必要はありません。
- ・工事日程に余裕をもって申請してください。

<問い合わせ先>

東海市役所 花と緑の推進課

電話 052-603-2211 又は 0562-33-1111